

国民健康保険税額計算変更のお知らせ

国保税における負担の公平性を図るため、課税限度額が引上げられたほか、所得が一定額以下の世帯の負担軽減を目的として、均等割・平等割額の5割軽減および2割軽減判定の軽減基準所得が引き上げられました。

●限度額の変更

	平成30年度		令和元年度（平成31年度）
医療分	58万円	➡	61万円
後期高齢者支援分	19万円	➡	（変更なし）
介護納付金分	16万円	➡	（変更なし）



※本年度最大限度額は、96万円となります。

●軽減世帯の拡大（基礎となる所得合計額の変更）

	改正前（平成30年度）		改正後（令和元年度）
7割軽減世帯	33万円（基礎控除のみ）	➡	変更なし
5割軽減世帯	33万円 + (27.5万円 × 国保被保険者数)		33万円 + (28万円 × 国保被保険者数)
2割軽減世帯	33万円 + (50万円 × 国保被保険者数)		33万円 + (51万円 × 国保被保険者数)

お問い合わせ：財政課税務グループ

「勤労者福祉資金（北海道融資制度）のご案内」

北海道が、取扱金融機関の窓口を通じて中小企業にお勤めの方、非正規労働者の方、季節労働者の方、倒産・リストラなど事業主の都合により離職した方々に、医療、教育、冠婚葬祭などの生活資金を融資するものです。

金融機関は、申し込みのあった都度、審査を行い、また、北海道勤労者信用基金協会の保証審査を経た上で、北海道の定める融資条件により資金の貸し付けを行います。

●融資の対象となる方

- 中小企業に勤務する方
- 非正規労働者の方
- 2年間で通算12か月以上勤務している季節労働者の方（雇用保険特例受給資格者である方）
- 企業倒産など事業主の都合により離職した方（雇用保険受給資格者である方等）

●資金の使途

医療資金、災害資金、教育資金（本人及び子弟の教育訓練に要する経費を含む）、冠婚葬祭資金、一般生活費等

●融資限度額・融資期間

- 中小企業に勤務する方、非正規労働者の方、季節労働者の方……………120万円以内、8年以内
- 離職者の方……………100万円以内、5年以内

●融資の利率

- ・ 中小企業に勤務する方、非正規労働者の方……………年 1.60%
- ・ 季節労働者、離職者の方……………年 0.60%

●取扱金融機関

北海道銀行、北洋銀行、北海道労働金庫、各信用金庫、各信用組合の本店・支店

●お問い合わせ先

- ・ 各取扱金融機関
- ・ 北海道経済部 地域経済局中小企業課 ☎011-204-5346
- ・ 檜山振興局 商工労働観光課 ☎0139-52-6641

